



平成 27 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 アプリックス IPホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 郡 山 龍
 (コード：3727、東証マザーズ)
 問合せ先 代表取締役 兼 取締役社長 郡 山 龍
 (TEL. 050-3786-1715)

**第三者割当による新株式及び第 D-1 回～第 D-3 回新株予約権
 (行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)
 の発行並びに新株式及び新株予約権に係る発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 3 月 9 日開催の取締役会において決議いたしました、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及びアプリックス IPホールディングス株式会社第 D-1 回乃至第 D-3 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、平成 27 年 3 月 25 日に、本新株式に係る発行価額の総額（303,000,000 円）及び本新株予約権に係る発行価額の総額（3,155,000 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成27年3月9日付「第三者割当による新株式の発行及び株式買取契約の締結並びに第D-1回～第D-3回新株予約権の発行及び新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 第三者割当による本新株式の発行及び本新株式に係る発行価額の払込完了について

<本新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 27 年 3 月 25 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 200,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株あたり 1,515 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	303,000,000 円
(5) 資 本 組 入 額	1 株あたり 757.5 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	151,500,000 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による。
(8) 割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店 200,000 株

<今回の第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移>

増 資 前 発 行 済 株 式 総 数	12,553,930 株 (増資前資本金 13,264,700 千円)
増 資 に よ る 増 加 株 式 数	200,000 株 (増加資本金 151,500 千円)
増 資 後 発 行 済 株 式 総 数	12,753,930 株 (増加後資本金 13,416,200 千円)

2. 第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 27 年 3 月 25 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	1,500,000 個 第 D-1 回新株予約権 500,000 個 第 D-2 回新株予約権 500,000 個 第 D-3 回新株予約権 500,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 3,155,000 円 (第 D-1 回新株予約権 1 個あたり 2.34 円、第 D-2 回

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
 よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

	新株予約権 1 個あたり 2.02 円、第 D-3 回新株予約権 1 個あたり 1.95 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,500,000 株 (新株予約権 1 個につき 1 株) 第 D-1 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 1,515 円 第 D-2 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 1,515 円 第 D-3 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 1,515 円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当先	ドイツ銀行ロンドン支店

【ご参考】

※ 行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「T I P」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を3パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表のとおり）。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数及び一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断致します。なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度開示を行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、1) 行使請求期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は2) 緊急の資金需要が発生したときのために、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。ターゲット・イシュー・プログラム「T I P」の特徴は、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。また当社が行使価額を修正する頻度は6ヶ月に1度未満であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

	第 D-1 回新株予約権	第 D-2 回新株予約権	第 D-3 回新株予約権
発行数	500,000 個	500,000 個	500,000 個
発行価額の総額	1,170,000 円	1,010,000 円	975,000 円
発行価額	2.34 円	2.02 円	1.95 円
行使価額	1,800 円	1,900 円	2,000 円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使請求期間	3 年間	3 年間	3 年間
行使許可条項	有	有	有

以上